日付（年/月/日）：

**保護者等からのサポートレター**

**(修学上の合理的配慮に関する申請について）**

保護者等の方は、学生本人とよく相談の上、作成してください。

**1．学生の基本情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学生氏名 |  | 保護者等氏名 |  |
| 生年月日  (西暦) |  | 性別  (パスポートに記載） | □男・□女・□その他 |

**2．修学上の合理的配慮について**

A）診断名（病名・障がい名）

|  |
| --- |
|  |

B）現在の症状・治療状況など

|  |
| --- |
|  |

C）A）に起因する修学上の困難（授業・試験時）

|  |
| --- |
|  |

D）希望する**修学上の配慮事項とその理由**

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |  |
| 2 |  |
| 3 |  |

※学業に関係のない配慮事項の希望は記入しないでください。

※記入欄が3つ以上必要な場合は、4以降を各自で追加してください（複数ページにまたがっても問題ありません）。

**3. 保護者等の確認事項**

以下の内容を確認し、右の□にチェックを入れてください。全てにチェックが入って初めて受理となります。確認できない項目がある場合は、日本への留学の可否を再検討してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | ☑ |
| 1 | 学生および保護者等は、本申請が早稲田大学の定める基準に基づいて判断されること、また、本申請が必ずしも受理されるとは限らないことに同意するものとします。 | □ |
| 2 | 保護者等は、本人とよく話し合った上で、以下のことが可能であると判断します；  留学中の通学／授業（対面式）への出席／課題の提出／グループ活動（グループワークを含む）への参加。  \*早稲田大学の授業は基本的に対面授業です。そのため、合理的配慮の申請が受理されなかった場合でも、授業の本質（到達目標、評価基準等）を変更することはできませんので、上記の要件を満たす必要があります。 | □ |
| 3 | 保護者等は、留学期間中に問題が発生した場合、解決するための努力を惜しまないことに同意するものとします。 ※緊急時に来日をお願いすることがあります。 | □ |
| 4 | 保護者等は、本人が主治医から留学の許可を得ていることを確認しています。 | □ |
| 5 | 保護者等が次の2つのいずれかに該当することを確認した場合、右の□にチェックを入れてください；   * 来日後、継続的な健康診断・治療を必要としない。 * 来日後、継続的な受診・治療が必要であるが、そのための十分な計画・準備をしている。 | □ |
| 6 | 保護者等が次の2つのいずれかに該当することを確認した場合、右の□にチェックを入れてください；   * 来日後、服薬を継続する必要がない。 * 来日後も服薬を継続する必要があるが、薬の入手方法や服用方法について十分な計画・準備（薬を自分で持参する等）ができている。 | □ |

**4. 保護者等による最終確認**

学生にとって実りある留学を実現するため、上記のとおり早稲田大学での合理的配慮を申請します。

<保護者等署名欄>

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者等氏名 |  |
| 学生との関係 |  |
| 手書き署名 |  |

以上